

陽性者の療養期間について



※陽性と診断された場合は、保健所等の指示に従ってください。

※陽性と判定⇒「**新型コロナウイルス感染者からの報告書**」を入力⇒ covid-19@ad.naist.jp へ提出。

※発症日もしくは陽性判定日(無症状の場合)の翌日から7日目まで療養(健康観察)期間とし、症状軽快から24時間経過していれば8日目から通常の生活(出勤・登校可能)が可能です。